

# 福岡市公報

平成28年4月21日 第6295号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○包括外部監査契約の締結 (第120号) .....	1
○市税の収納事務の委託 (第121号) .....	2
○消費生活センターの名称及び住所等 (第122号) .....	2
公 告	
○大規模小売店舗の変更の届出 (第111号) .....	3
○大規模小売店舗の変更の届出 (第112号) .....	4
○開発行為に関する工事の完了 (第113号) .....	6
水 道 局	
○水道料金等の収納の事務の委託 (告示第1号) .....	6
○特定調達契約等に係る落札者の決定 (公告第10号) .....	8
○指定給水装置工事事業者の指定 (公告第11号) .....	9

## 告 示

### 福岡市告示第120号

地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、平成28年度に係る包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により次のように告示する。

平成28年4月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 包括外部監査契約の期間の始期  
平成28年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
氏 名 小 淵 輝 生  
住 所 福岡市早良区西新二丁目9番1-504号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出を受けた後における一括払とする。ただし、相手方から請求があった場合において、必要があると認められるときは、一部の費用について概算払をすることができる。

### 福岡市告示第121号

地方自治法施行令第158条の2第1項の規定に基づき、福岡市市税の収納の事務を次のように委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成28年4月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

委託事務	委託の相手方	委託期間
コンビニエンスストアにおける福岡市市税の収納事務	東京都江東区豊洲三丁目3番3号 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで

### 福岡市告示第122号

消費者安全法（以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき設置する消費生活センターの名称及び住所等について、福岡市消費生活条例第30条の3前段の規定により次のように公示する。

平成28年4月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 消費生活センターの名称及び住所

福岡市市民局生活安全部消費生活センター

福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号

2 法第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務を行う日及び時間

(1) 事務を行う日（イに掲げる日にあつては、電話によるものに限る。）

ア 月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

イ 毎月の第2土曜日及び第4土曜日

(2) 事務を行う時間

(1)アに掲げる日にあつては午前9時から午後5時まで、(1)イに掲げる日にあつては午前10時から午後4時まで

3 その他

消費生活センターの設置の告示（平成21年福岡市告示第273号）は、廃止する。